

地区計画ガイド

1 泉中央地区（泉区）

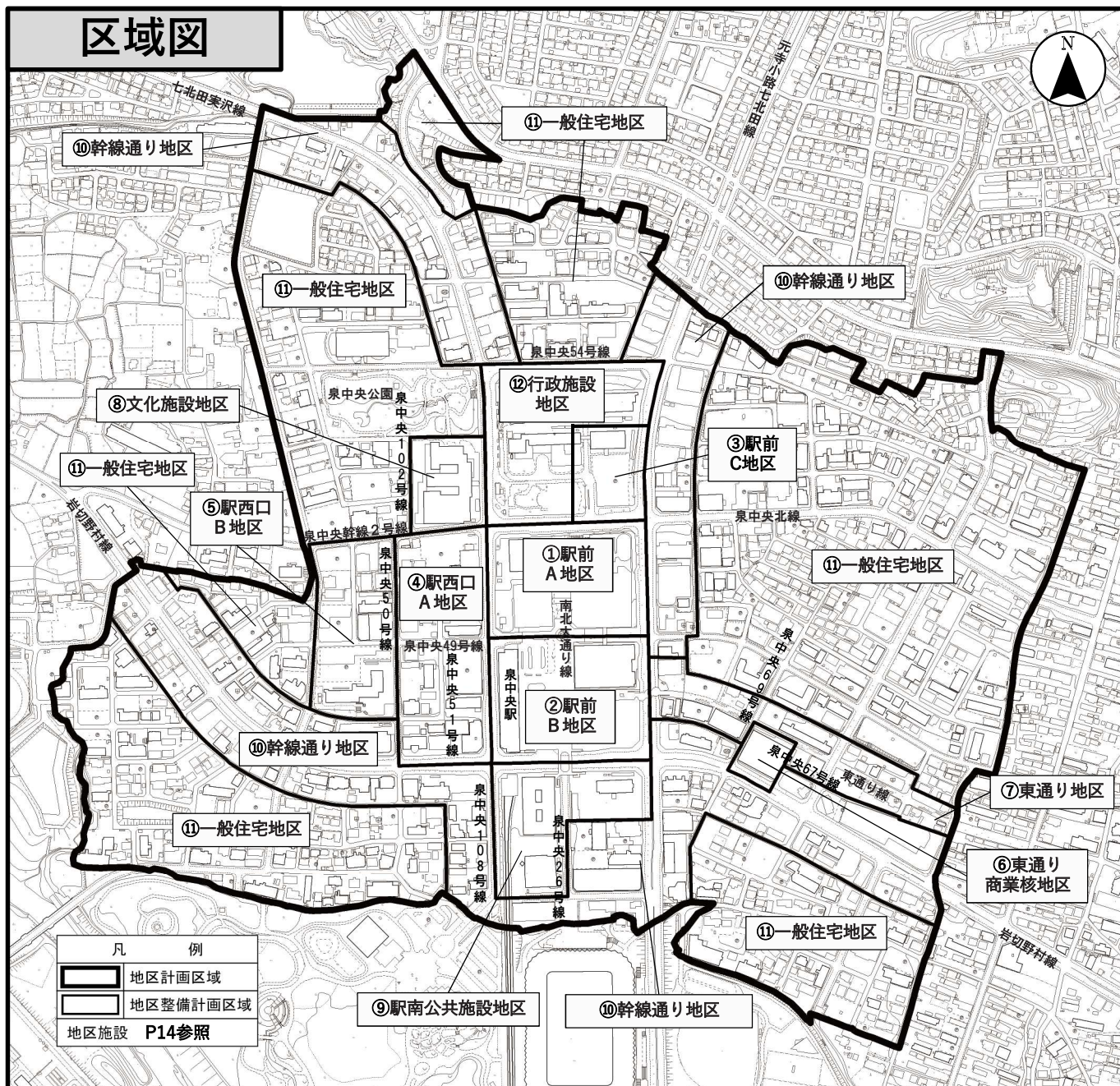
地区計画 の目標

本市の広域拠点の中核を形成する上で、周辺に広がる住宅市街地での豊かな居住環境を創造するタウンセンターとして、商業、流通、行政、文化、交通、都市レジャー、地域のコミュニティー活動及び快適な住宅環境等の高次複合都市機能の集積を目的とした施設の適正配置を計画的に推進するとともに、将来にわたって良好な市街地環境の形成と保全を目指す。

決定日 S60.11.1（泉告第111号）

最終
変更日 R7.6.24（仙告第377号）

【地区計画ガイド更新日：R 7. 6. 24】



地区計画ガイドは地区計画の概要を示したものです。
地区計画ガイドとあわせて「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」をご確認ください。

仙台市の都市計画や土地利用の規制等に関する情報を、インターネットで検索できます。
下記のアドレスまたは右側のQRコードからご利用できます。
http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei



地区計画とは

地区計画制度は、地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために、住民の総意に基づき、地区に必要な道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、建ぺい率、かき・さくの構造や建築物の形態・意匠の制限等を、その地区のルールとして定めることができる制度です。

本地区では、以下の方針に基づくまちづくりを進めるため、建築物等への制限を定めております。

■土地利用方針

地区整備計画名	土地利用方針
①駅前A地区	広域拠点にふさわしい商業・業務の集積や、にぎわいや魅力を一層高めるための都市機能の強化を図る。
②駅前B地区	
③駅前C地区	区民広場に面し、街区全体のにぎわい創出に配慮した、商業施設、業務施設等の整備を図る。
④駅西口A地区	駅前広場西側については、商業振興を意図しながら、自由度の高い活力のある街、安全な娯楽街の形成を目指す。
⑤駅西口B地区	
⑥東通り商業核地区	歩行者専用道路である都市計画道路8・6・6東通り線沿いを最寄型商店街地区とする。
⑦東通り地区	
⑧文化施設地区	社会文化機能充実にに向けた文化施設、社会文化施設等の整備を図る。
⑨駅南公共施設地区	
⑩幹線通り地区	幹線道路である都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線、都市計画道路3・3・35岩切野村線及び都市計画道路3・4・153七北田実沢線沿線をサービス・業務系施設の誘導を進める。
⑪一般住宅地区	住宅を主体とした整備を図る。
⑫行政施設地区	行政地区として区庁舎付近の良好な環境形成の確保を図る。

■地区施設の整備方針

地区施設	地区施設の整備方針
広場	・ 幹線通り地区に広場の整備を図る。 ・ 駅前A地区に広場を配置し、地下鉄出入口等の設置とあいまって、利用者の集散機能の向上と、人々の滞留や憩い空間の形成を図る。
公共空地	東通り商業核地区に公共空地を配置し、泉の形成、植栽等により地区環境の形成を図る。
公共通路	駅前A地区、駅前B地区、駅西口B地区に公共通路を配置し、歩行者動線の確保と歩行空間の形成を図る。

■建築物等への制限（各地区整備計画により、定められている制限項目は異なります。）

制限項目	目的
地区施設の配置及び規模	道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保する。
用途の制限	地区の目指すまちづくりにそぐわない建築物等の用途を規制することにより、その地区にふさわしい建築物等の立地の誘導を図る。
容積率の最高限度 又は最低限度	容積率を制限することにより、周囲と調和した土地の有効利用を進める。
敷地面積の最低限度	敷地面積の規模を制限することにより、敷地の細分化による居住環境の悪化を防止し、ゆとりのある敷地の利用を図る。
壁面の位置の制限	道路や隣地から建築物等を後退し空地を確保することにより、周辺への圧迫感を和らげ、良好な環境の形成を図る。
高さの最高限度 又は最低限度	建築物等の高さを制限することにより、高さの揃った街並みの形成や、土地の高度利用の促進を図る。
垣又はさくの構造の制限	垣やさくの高さ、材料、かたち、色等を制限することにより、緑化の促進や塀の種類や高さを制限し、良好な景観の形成や保全を図る。

※各地区整備計画の制限内容はP4以降をご覧ください。

地区計画の届出について

■地区計画の届出とは

- ・建設工事等に先立ち、仙台市が事前に計画内容を審査し、その適合性を確認することにより、地域の皆様が主体となって定めたまちづくりルール（地区計画）の実現を図っていくものです。
- ・地区整備計画が定められた区域内で以下の行為を行う場合は、工事に着手する30日前までに下記担当窓口へ届出を行う必要があります。

■届出が必要な行為（都市計画法第58条の2）

届出が必要な行為	内容
建築物の建築又は工作物の建設	建築物を新築、増築、改築、移転する場合 工作物（垣・さく、門・塀、擁壁、屋外広告物等）を建設する場合
建築物等の形態又は色彩その他意匠の変更	地区計画で建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限が定められている区域で、これらを変更する場合
木竹の伐採	地区計画で樹林地等の保全に関する事項が定められている区域で、木竹の伐採をする場合
土地の区画形質の変更	道路や宅地の造成、土地の切土・盛土を行う場合

※建築物等の用途の変更を行う場合は、届出が必要となる場合がありますので、各区役所街並み形成課までご相談ください。

■届出が不要な行為の例（都市計画法施行令第38条の5）

- ・既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
- ・開発許可が必要な土地の区画形質の変更
- ・仮設建築物の建築又は仮設工作物の建設
- ・屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

■よくある質問

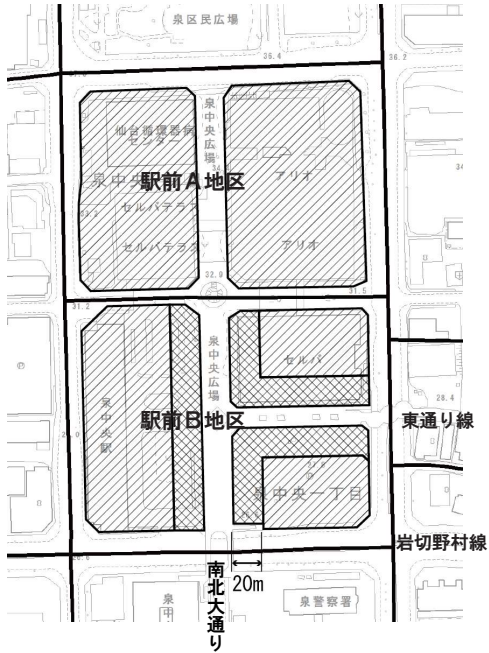
- Q 1 住宅を新築した際、建物の届出時には外構が未定であったため、「垣又はさくの構造」を未定のまま届出を提出した。建物完成後、外構（垣・さくなど）が決定した場合、届出をする必要はあるか。
- A 1 「工作物の建設」に該当する場合は、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。
- Q 2 建物完成後、確認申請が不要である建築物を新たに建築する場合、届出をする必要はあるか。
- A 2 「建築物の建築」に該当するため、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。
- Q 3 建物の新築時に植えた生垣が枯れたため、新たな生垣を設置しようとする場合、届出をする必要はあるか。
- A 3 通常の管理行為であるため、「地区計画の届出」の必要はありません。通常の管理行為か否かの判断が悩ましい場合は、担当窓口までご相談ください。
- Q 4 地区計画の届出後（建物が完成する前の段階）に、建築計画の変更があり、届け出た内容に変更が生じた場合、「変更届出書」を提出する必要があるが、変更箇所が地区計画で制限されていない項目でも、「変更届出書」を提出する必要があるか。
- A 4 「変更届出書」は、届出内容に変更があった場合に必要となるため、制限の有無に関わらず、届け出た内容に変更があった場合には、「変更届出書」を提出する必要があります。
- Q 5 土地利用方針のみが定められた区域内で、建築物の建築又は工作物の建設の行為を行う場合、届出をする必要はあるか。
- A 5 「地区計画の届出」を行う必要はありません。

お問い合わせ先

地区計画の届出、制限内容の確認、建築相談に関すること・・・各区役所 街並み形成課
青葉区 022-225-7211(代表) 宮城野区 022-291-2111(代表) 若林区 022-282-1111(代表)
太白区 022-247-1111(代表) 泉区 022-372-3111(代表)

地区計画等の都市計画に関すること・・・都市整備局 都市計画課 022-214-8295

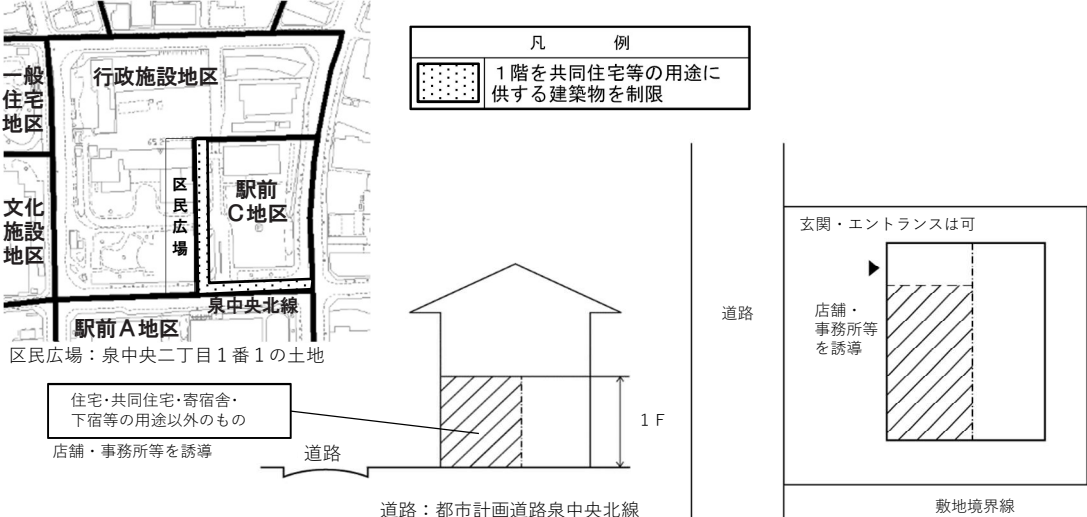
制 限 表

整備計画名	① 駅前A地区						
土 地 利 用 方 針	広域拠点にふさわしい商業・業務の集積や、にぎわいや魅力を一層高めるための都市機能の強化を図る。						
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 1階を共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） カ 自動車教習所 キ 畜舎 ク 倉庫業を営む倉庫						
	 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1階及び2階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例			1階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限		1階及び2階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限
凡 例							
	1階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限						
	1階及び2階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限						
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	2,000㎡						
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	- 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 - 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）						
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	商業地域 (400%/80%)						

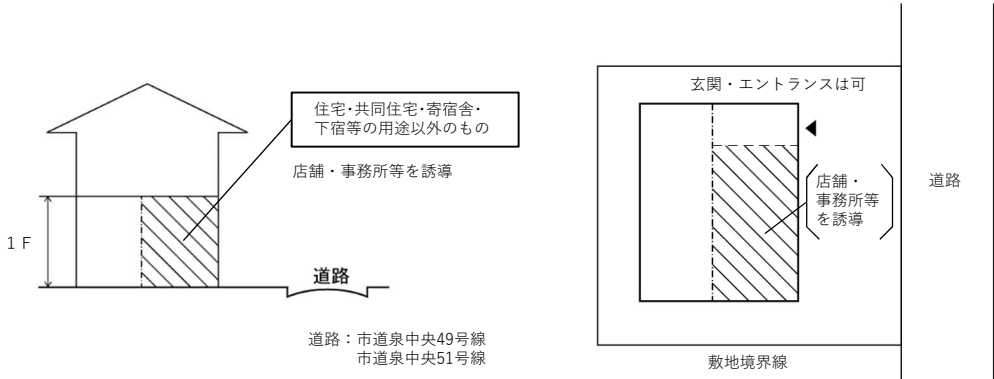
制 限 表

整備計画名	② 駅前B地区
土 地 利 用 方 針	広域拠点にふさわしい商業・業務の集積や、にぎわいや魅力を一層高めるための都市機能の強化を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 2階（都市計画道路8・4・7南北大通り線（都市計画道路3・3・35岩切野村線と接続する部分までの距離が3m以下であって、都市計画道路8・4・7南北大通り線の西側端線からの水平距離が20m以上の範囲を除く。）又は都市計画道路8・6・6東通り線の境界線までの距離が20m以下の範囲内の建築物又は建築物の部分に限る。）又は1階を共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） カ 自動車教習所 キ 畜舎 ク 倉庫業を営む倉庫
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1,000㎡
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	商業地域（400%/80%）

制 限 表

整備計画名	③ 駅前C地区
土 地 利 用 方 針	区民広場に面し、街区全体のにぎわい創出に配慮した、商業施設、業務施設等の整備を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 1階（泉中央二丁目1番1の土地に面する部分（西側の部分に限る。）又は都市計画道路3・4・154泉中央北線に面する部分に限る。）を共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） カ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 倉庫業を営む倉庫 ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号に掲げる営業又は同条第6項各号に掲げる営業（以下「店舗型性風俗特殊営業」という。）を営むもの  凡 例 1階を共同住宅等の用途に供する建築物を制限 道路：都市計画道路泉中央北線 敷地境界線
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	2,000㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 - 都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線…5.0m以上 - 都市計画道路3・4・154泉中央北線…5.0m以上
垣又はさくの構造の制限	- 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 - 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	商業地域（400%/80%）

制限表

整備計画名	④ 駅西口A地区
土地利用方針	駅前広場西側については、商業振興を意図しながら、自由度の高い活力のある街、安全な娯楽街の形成を目指す。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 1階（市道泉中央49号線及び市道泉中央51号線（緑道と接続する部分から市道泉中央51号線の終点までを除く。）に面する部分に限る。イにおいて同じ。）を一戸の住宅の用途に供するもの イ 1階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの ウ 老人福祉施設等又は児童福祉施設 エ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） オ 自動車教習所 カ 畜舎 キ 倉庫業を営む倉庫 ク 床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）  道路：市道泉中央49号線 市道泉中央51号線
容積率の最高限度	20/10（敷地面積が150㎡未満の場合に限る。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 - 都市計画道路3・3・35岩切野村線（他の道路と接続する部分にある隅切を含む。）…1.5m以上 - 市道泉中央49号線（市道泉中央50号線と接続する部分にある隅切を含む。）…1m以上 - 市道泉中央51号線（緑道（隅切を除く。）と接続する部分から市道泉中央51号線の終点までを除き、緑道と接続する部分にある隅切を含む。）…1m以上
垣又はさくの構造の制限	- 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 - 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用途地域 (容積率/建ぺい率)	商業地域（400%/80%）

制 限 表

整備計画名	⑤ 駅西口B地区
土 地 利 用 方 針	駅前広場西側については、商業振興を意図しながら、自由度の高い活力のある街、安全な娯楽街の形成を目指す。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 学校 エ 老人福祉施設等又は児童福祉施設 オ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） カ 自動車教習所 キ 畜舎 ク 倉庫業を営む倉庫
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	400㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. 市道泉中央49号線以外の道路…1m以上
軒の高さの制限	7m以上（ただし、平家建の附属建築物等、自転車等駐車を除く）
垣又はさくの 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.8mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	近隣商業地域（300%/80%）

制 限 表

整備計画名	⑥ 東通り商業核地区
土 地 利 用 方 針	歩行者専用道路である都市計画道路8・6・6東通り線沿いを最寄型商店街地区とする。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋 エ 学校 オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ 老人福祉施設等又は児童福祉施設 キ 保育所（児童福祉施設を除く。） ク 病院 ケ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） コ 自動車教習所 サ 畜舎 シ 倉庫業を営む倉庫
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1,000㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. 市道泉中央67号線（都市計画道路3・3・35岩切野村線と接続する部分にある隅切を含む。）…1m以上 2. 市道泉中央69号線（都市計画道路3・3・35岩切野村線と接続する部分にある隅切を含む。）…1m以上 3. 都市計画道路3・3・35岩切野村線（市道泉中央67号線及び市道泉中央69号線と接続する部分にある隅切を除く。）…1.5m以上
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.8mとする。ただし、都市計画道路8・6・6東通り線に面する部分の垣又はさくの高さの最高限度は、1.2mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	近隣商業地域（300%/80%）

制 限 表

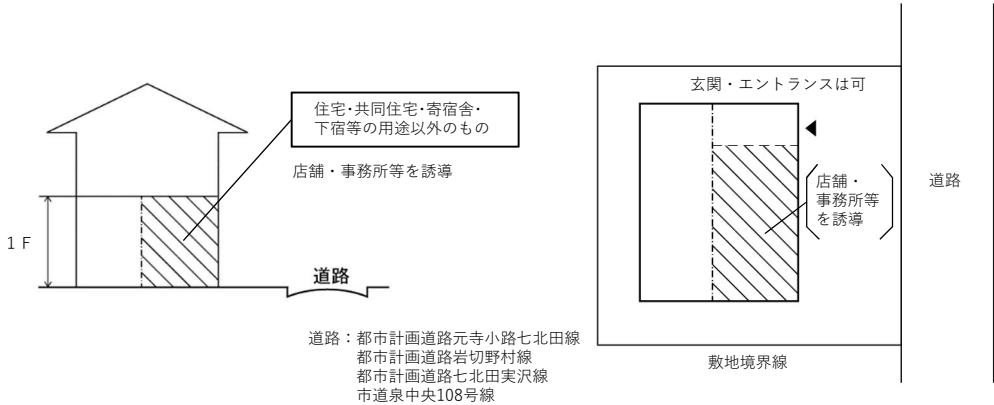
整備計画名	⑦ 東通り地区
土 地 利 用 方 針	歩行者専用道路である都市計画道路8・6・6東通り線沿いを最寄型商店街地区とする。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 1階（都市計画道路8・6・6東通り線に面する部分に限る。イにおいて同じ。）を一戸の住宅の用途（兼用住宅に係る住宅の用途を含む。以下同じ。）に供するもの イ 1階を共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの ウ 老人福祉施設等又は児童福祉施設 エ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） オ 自動車教習所 カ 畜舎 キ 倉庫業を営む倉庫 ク 床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	150㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. 都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線…1.5m以上 2. 都市計画道路8・6・6東通り線…0.6m以上
高 さ の 最 高 限 度	20m
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.8mとする。ただし、都市計画道路8・6・6東通り線に面する部分の垣又はさくの高さの最高限度は、1.2mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	近隣商業地域（300%/80%）

制 限 表

整備計画名	⑧ 文化施設地区
土 地 利 用 方 針	社会文化機能充実にに向けた文化施設，社会文化施設等の整備を図る。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は，以下のとおりとする。 1. 市道泉中央102号線（隅切含む）…2 m以上 2. 都市計画道路3・4・153七北田実沢線（隅切含む）…1.5m以上 3. 泉中央公園…1m以上 4. 市道泉中央幹線2号線（隅切除く）…1m以上
垣又はさくの構造の制限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は，コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は，1.5mとする。（生垣については，高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	商業地域（400%/80%）

整備計画名	⑨ 駅南公共施設地区
土 地 利 用 方 針	社会文化機能充実にに向けた文化施設，社会文化施設等の整備を図る。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は，以下のとおりとする。 1. 鉄道の敷地境界線…5 m以上 2. 都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線…1.5m以上 3. 都市計画道路3・3・35岩切野村線…1.5m以上 4. 市道泉中央26号線…1.5m以上
垣又はさくの構造の制限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は，コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は，1.5mとする。（生垣については，高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	近隣商業地域（300%/80%）

制 限 表

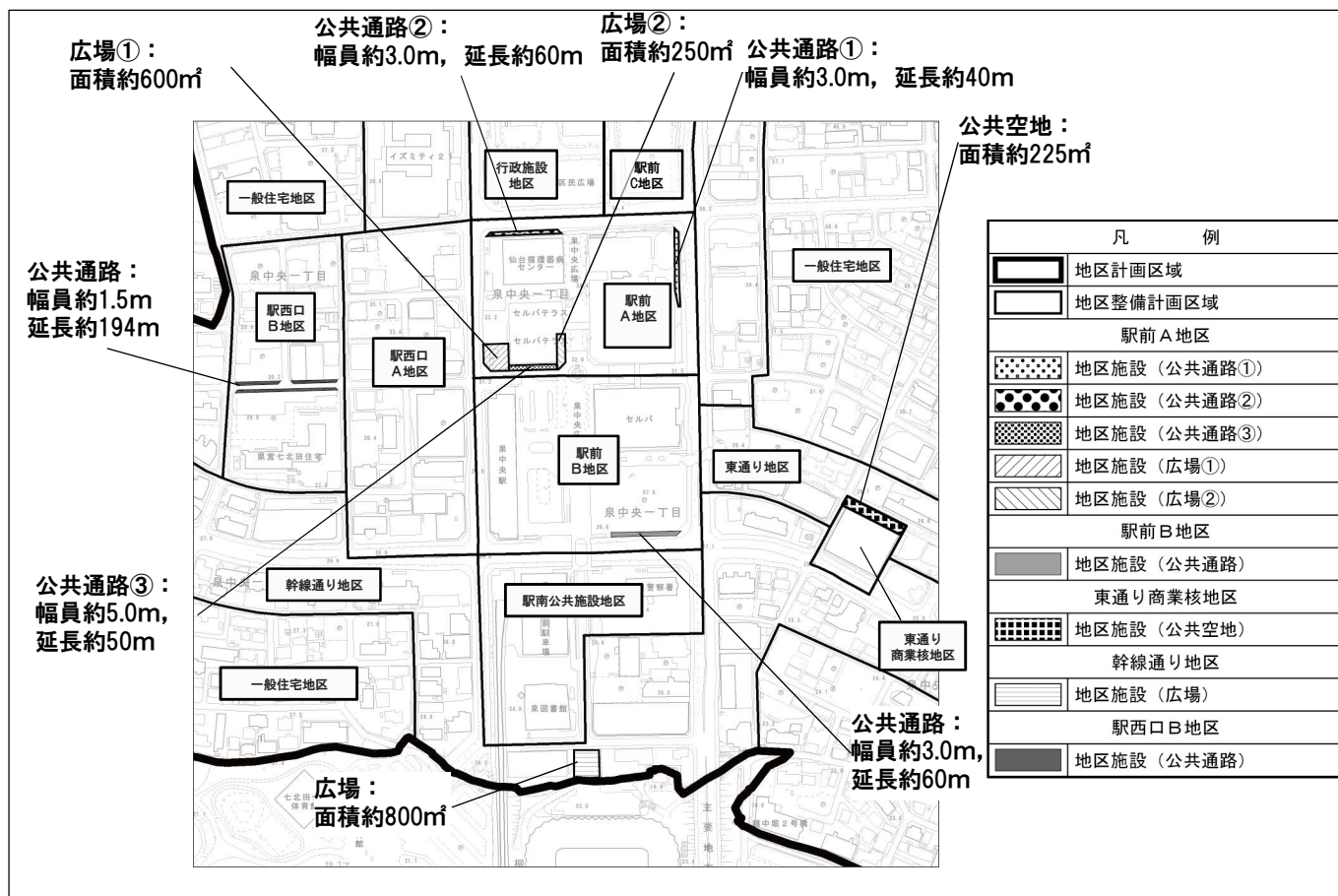
整備計画名	⑩ 幹線通り地区
土 地 利 用 方 針	幹線道路である都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線，都市計画道路3・3・35岩切野村線及び都市計画道路3・4・153七北田実沢線沿線をサービス・業務系施設の誘導を進める。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 1階（都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線，都市計画道路3・3・35岩切野村線，都市計画道路3・4・153七北田実沢線及び市道泉中央108号線に面する部分に限る。イにおいて同じ。）を一戸の住宅の用途に供するもの イ 1階を共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋の用途に供するもの ウ 工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。） エ 自動車教習所 オ 畜舎 カ 倉庫業を営む倉庫  道路：都市計画道路元寺小路七北田線 都市計画道路岩切野村線 都市計画道路七北田実沢線 市道泉中央108号線
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	200㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は，以下のとおりとする。 - 都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線（他の道路と接続する部分にある隅切を含む。）…1.5m以上 - 都市計画道路3・3・35岩切野村線（他の道路と接続する部分にある隅切を含む。）…1.5m以上 - 都市計画道路3・4・153七北田実沢線（他の道路と接続する部分にある隅切を含む。）…1.5m以上 - 市道泉中央26号線…1.5m以上 - 市道泉中央108号線…1.5m以上
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	- 道路に面して設ける垣又はさくの構造は，コンクリートブロック造等以外とする。 - 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は，1.8mとする。ただし，市道泉中央26号線に面する部分の垣又はさくの高さの最高限度は，1.5mとする。（生垣については，高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	近隣商業地域（300％/80％）（※代表的な用途地域）

制 限 表

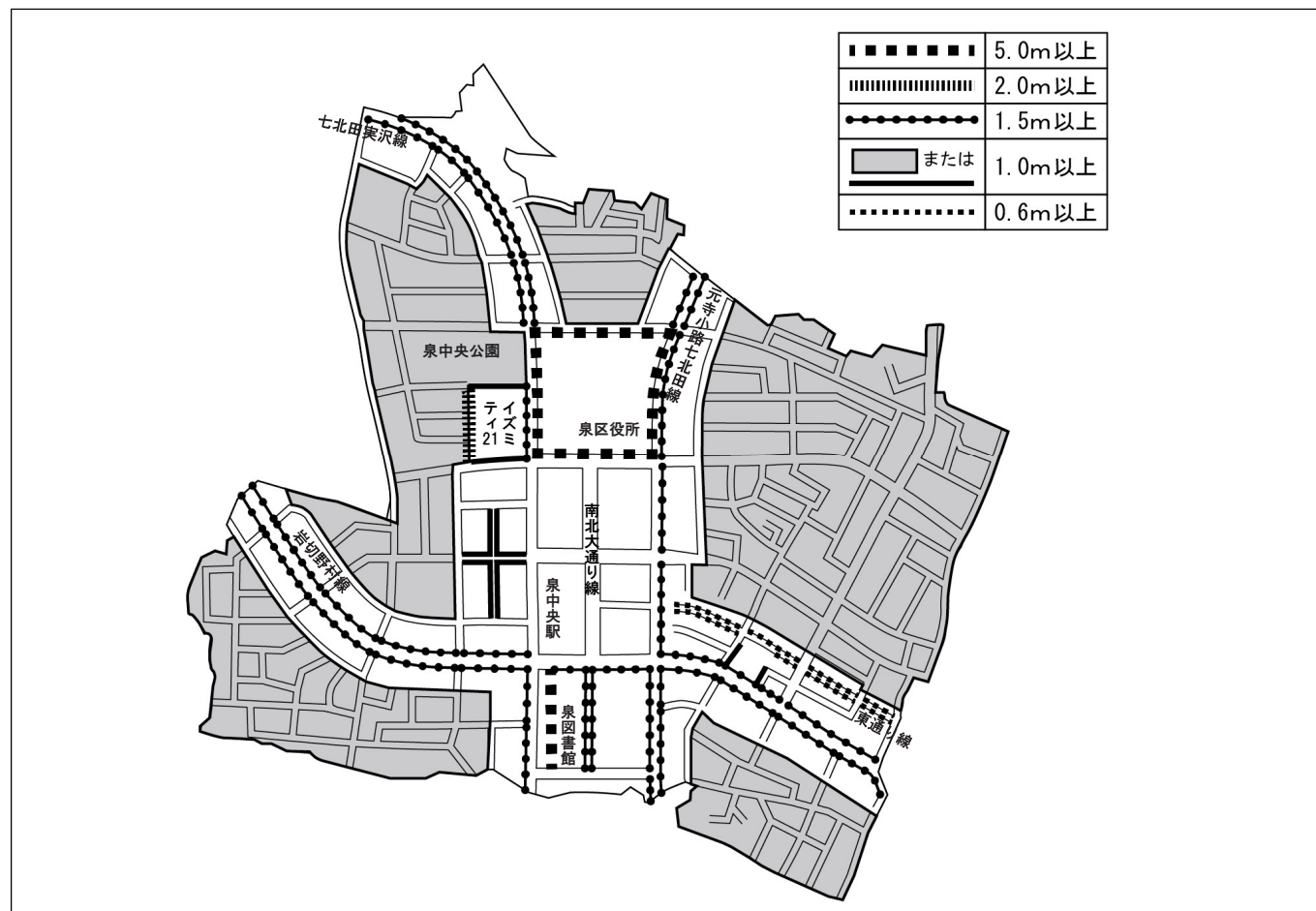
整備計画名	⑪ 一般住宅地区
土 地 利 用 方 針	住宅を主体とした整備を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 畜舎
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	200㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路（将監二丁目1番607又は1番608の土地に接する部分を除く。）…1m以上 2. すべての緑道…1m以上
高さの最高限度	20m
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.8mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第2種住居地域（200%/60%）（※代表的な用途地域）

整備計画名	⑫ 行政施設地区
土 地 利 用 方 針	行政地区として区庁舎付近の良好な環境形成の確保を図る。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. 都市計画道路3・3・28元寺小路七北田線…5m以上 2. 都市計画道路3・4・153七北田実沢線…5m以上 3. 都市計画道路3・4・154泉中央北線…5m以上 4. 市道泉中央54号線…5m以上
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	1. 道路に面して設ける垣又はさくの構造は、コンクリートブロック造等以外とする。 2. 道路に面して設ける垣又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。（生垣については、高さの制限は行わない。）
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	商業地域（400%/80%）

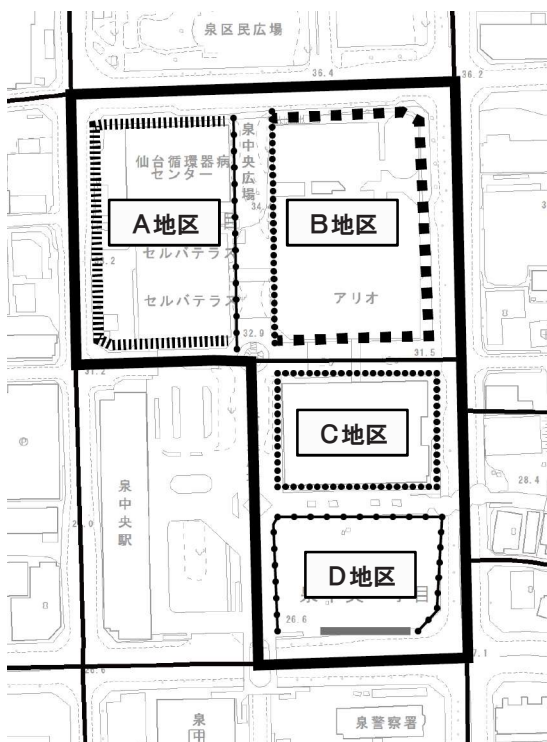
地区施設



壁面の位置の制限の解説



高度利用地区の概要



凡 例	
	高度利用地区
壁面位置の制限	
	2 m
	2 m(ただし、上空歩行者通路については適用しない。)
	3 m
	5 m
	5 m(ただし、上空歩行者通路については適用しない。)

	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築面積の 最低限度
A地区	550%	200%	50%	500㎡
B地区	400%	200%	80%	500㎡
C地区	500%	200%	70%	300㎡
D地区	500%	200%	70%	300㎡

用語の解説

※本地区では使用されていない用語も含まれております。

用 語	用語の解説
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
風 営 法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
一 戸 の 住 宅 の 用 途	兼用住宅に係る住宅の用途を含む。
住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、兼用住宅以外のもの
兼 用 住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるもの
店 舗 等	店舗、飲食店又は事務所
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
専 修 学 校	学校教育法第124条に規定する専修学校
各 種 学 校	学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
老 人 福 祉 施 設 等	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき設置される老人福祉施設及び有料老人ホーム
児 童 福 祉 施 設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき設置される児童福祉施設
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅等	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅その他これに類するもの又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは地区内の施設の従事者及びその家族若しくは入院患者の家族の居住の用に供するもの
薬 局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
店舗型性風俗特殊営業	風営法第2条第6項各号に掲げる営業
第 二 石 油 類	消防法（昭和23年法律第186号）別表の備考14に規定する第二石油類
自 転 車 等 駐 車 場	仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和62年仙台市条例第12号）第2条第2号に規定する自転車等駐車場
警 察 官 派 出 所 等	警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
平家建の附属建築物等	平家建の附属建築物又は門若しくはへい
整 備 計 画 区 域	地区整備計画が定められた区域
都 市 再 生 特 別 地 区	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定により定められた都市再生特別地区
指 定 容 積 率	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により定められた建築物の容積率
隣 地	公園、緑道、地区施設用地、鉄道用地、水路、公共空地その他の隣地
道 路 等	道路若しくは緑道
外 壁 等	外壁又はこれに代わる柱
ひ さ し 等	ひさし、屋根その他これらに類するもの
コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 等	コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類するもの
擁 壁 等 の 笠 石	擁壁の笠石又は道路等に沿って設けられている笠石